

参考資料編

(梯川無許可係留船対策に係る計画書)



平成25年6月28日
梯川水面利用調整会議

河川管理上の問題点



- ① 洪水流下の阻害
- ② 護岸への係留杭設置や船舶流出時の河川管理施設等への損傷
- ③ 河川工事の実施の支障
- ④ 油漏れによる水質事故の発生
- ⑤ 一般公衆の自由使用の妨げ
- ⑥ 騒音の発生
- ⑦ 景観の阻害など

係留の状況

無許可棧橋及び工作物等



放置された係留施設の撤去要請



警告

この場所に設置されている棧橋は、近年使用実態が見られないことから、老朽化に伴い出水時に流出する恐れがあり河川管理上好ましくありません。
さらに、第三者への安全確保面からも不適当と見られます。
よって、**持ち主は早急に撤去して下さい。**
撤去されない場合は、当方にて平成24年11月1日以降、順次撤去します。

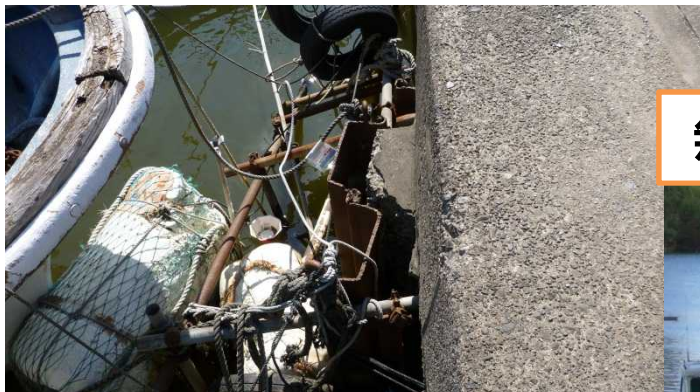
平成24年10月2日

連絡先：国土交通省 小松出張所
小松市小島町27-2
電話：0761-23-4000
[土日祝日を除く 8:30~17:15]

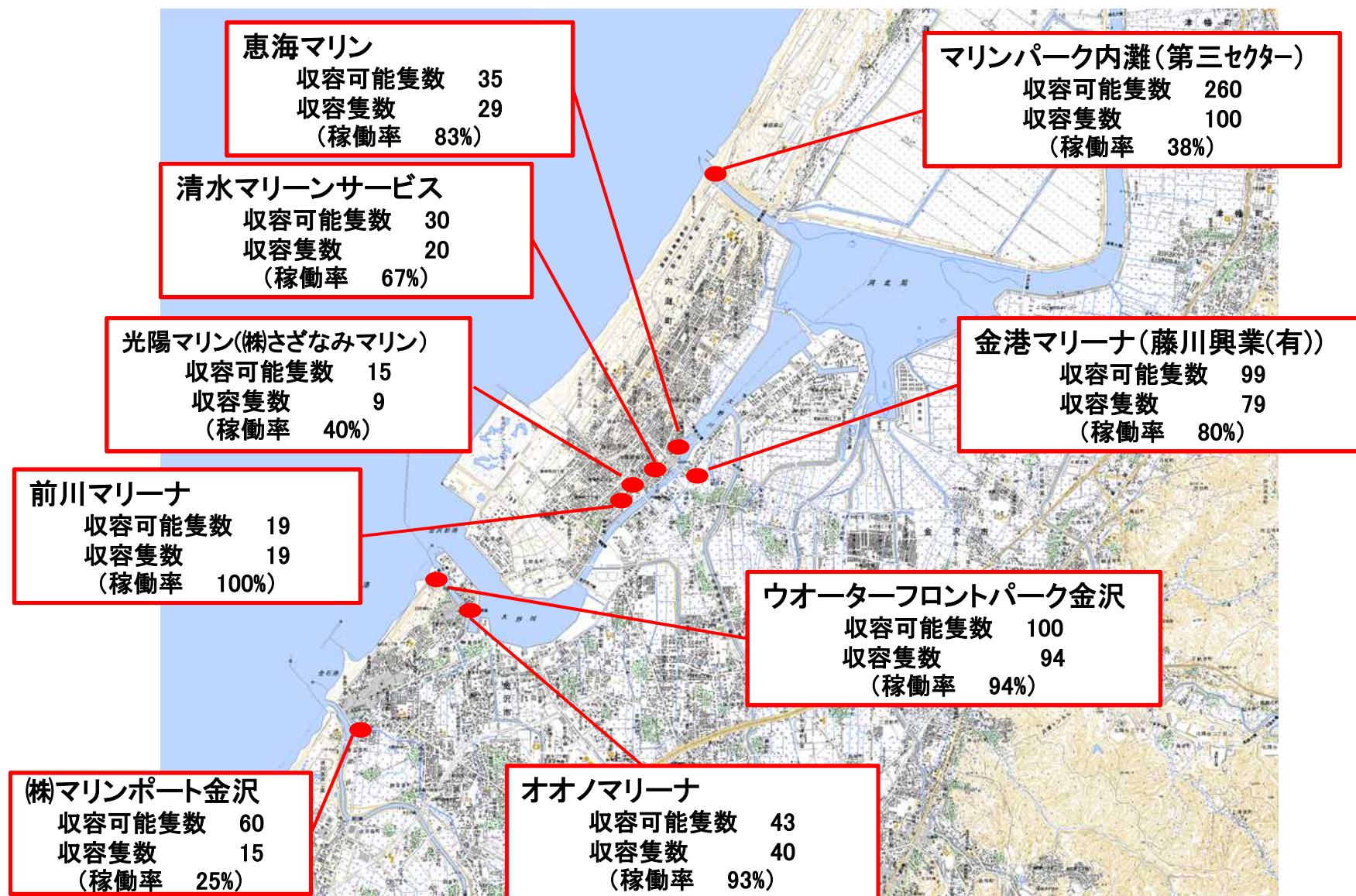
無許可棧橋による流下阻害



係留施設による護岸の損傷



金沢地区のマリーナ施設(河川区域内)



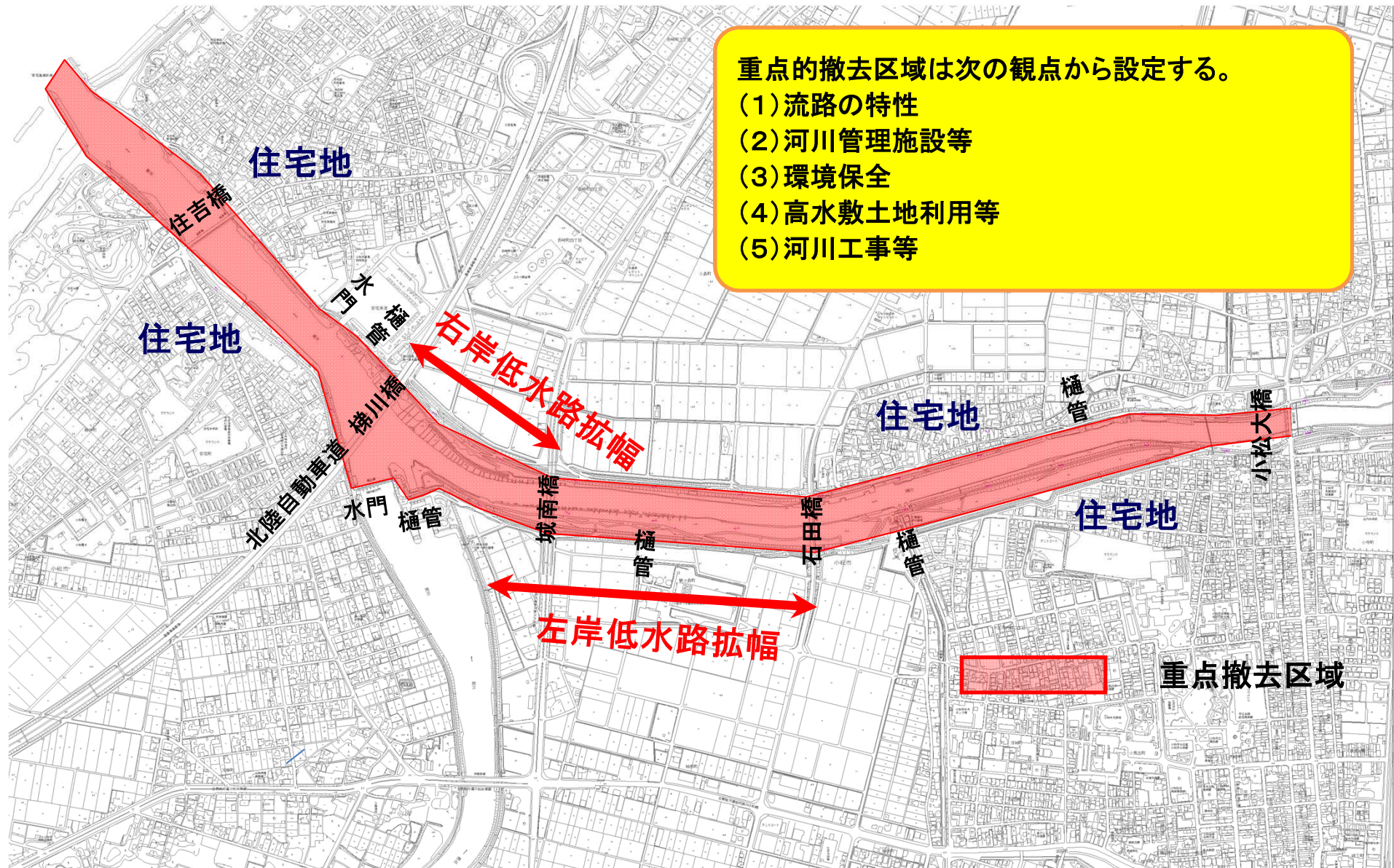
梯川の係留の現状



重点的撤去区域

重点的撤去区域は次の観点から設定する。

- (1) 流路の特性
- (2) 河川管理施設等
- (3) 環境保全
- (4) 高水敷土地利用等
- (5) 河川工事等



暫定係留区域は治水上、環境上、影響の少ない箇所とする。

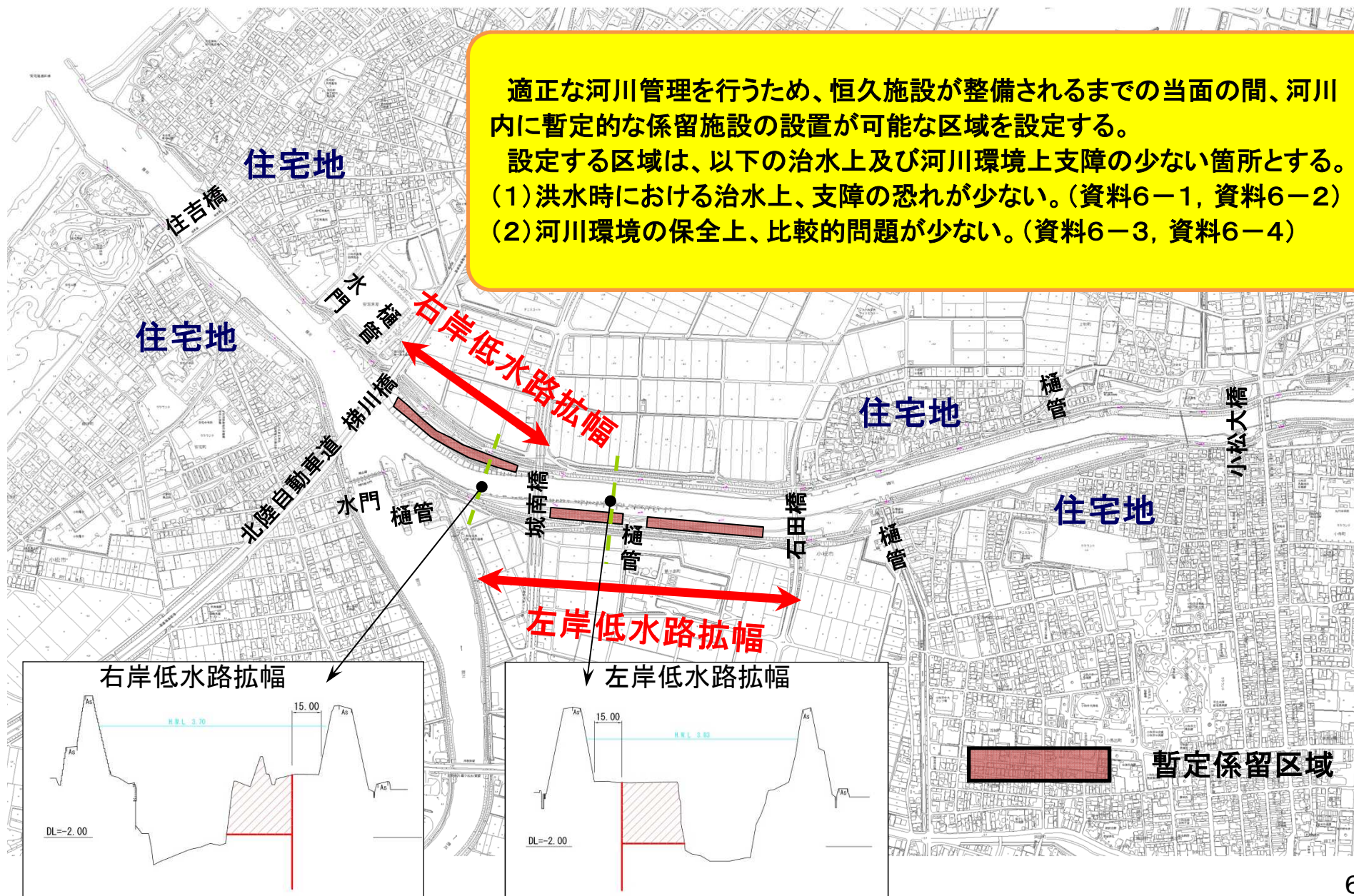
資料6

適正な河川管理を行うため、恒久施設が整備されるまでの当面の間、河川内に暫定的な係留施設の設置が可能な区域を設定する。

設定する区域は、以下の治水上及び河川環境上支障の少ない箇所とする。

(1) 洪水時における治水上、支障の恐れが少ない。(資料6-1, 資料6-2)

(2) 河川環境の保全上、比較的問題が少ない。(資料6-3, 資料6-4)



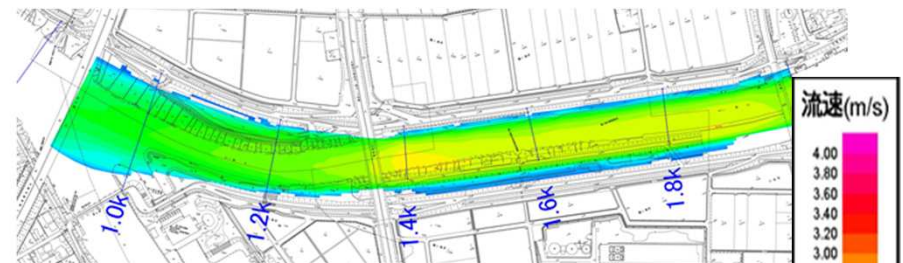
低水路を拡幅することにより治水上影響が少ない。

資料6-1

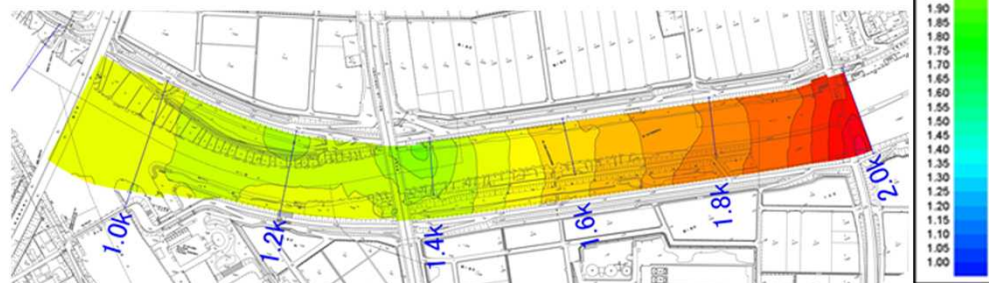
暫定係留を認める箇所は、水理シミュレーションをした結果より、特に、乱れた流れなどは発生していない箇所である。洪水待避基準を設けることで、洪水時には船舶は待避することとなり治水上の影響はない。



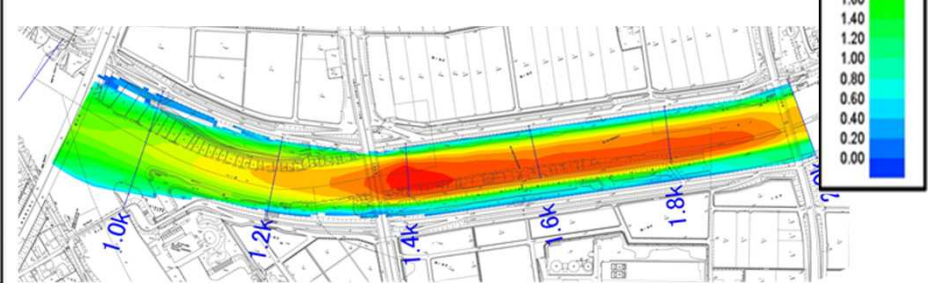
水位コンター図(660m³/s流下時)



流速コンター図(660m³/s流下時)



水位コンター図(1,000m³/s流下時)



流速コンター図(1,000m³/s流下時)

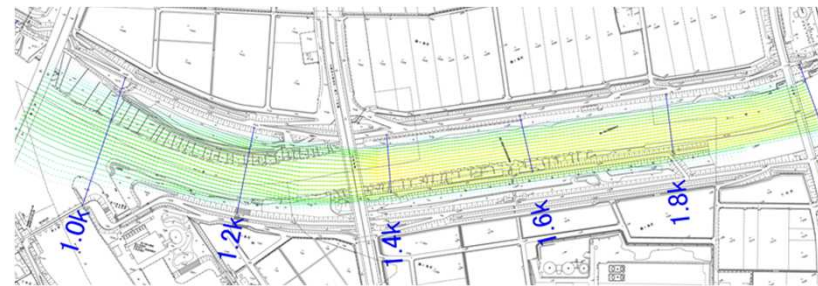
係留箇所について、水位コンター図からは、特に水位の上昇が顕著な箇所や左右岸の水位差が激しくなっている箇所は見受けられない。

係留箇所について、流速コンター図からは、特に極端に流速の早い箇所やの左右岸の流速差がある箇所は見受けられない。

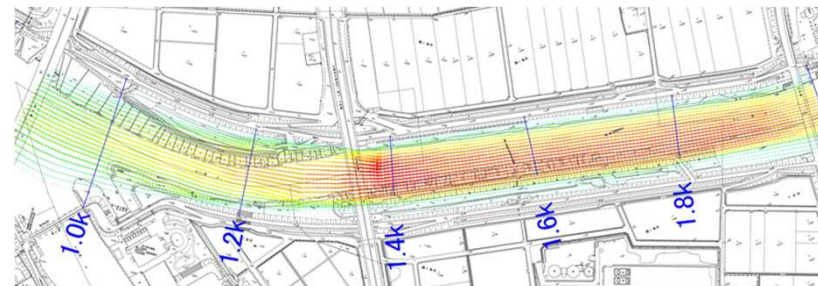
低水路を拡幅することにより治水上影響が少ない。

資料6-1

暫定係留を認める箇所は、水理シミュレーションをした結果より、特に、乱れた流れなどは発生していない箇所である。洪水待避基準を設けることで、洪水時には船舶は待避することとなり治水上の影響はない。



流速ベクトル図(660m³/s流下時)



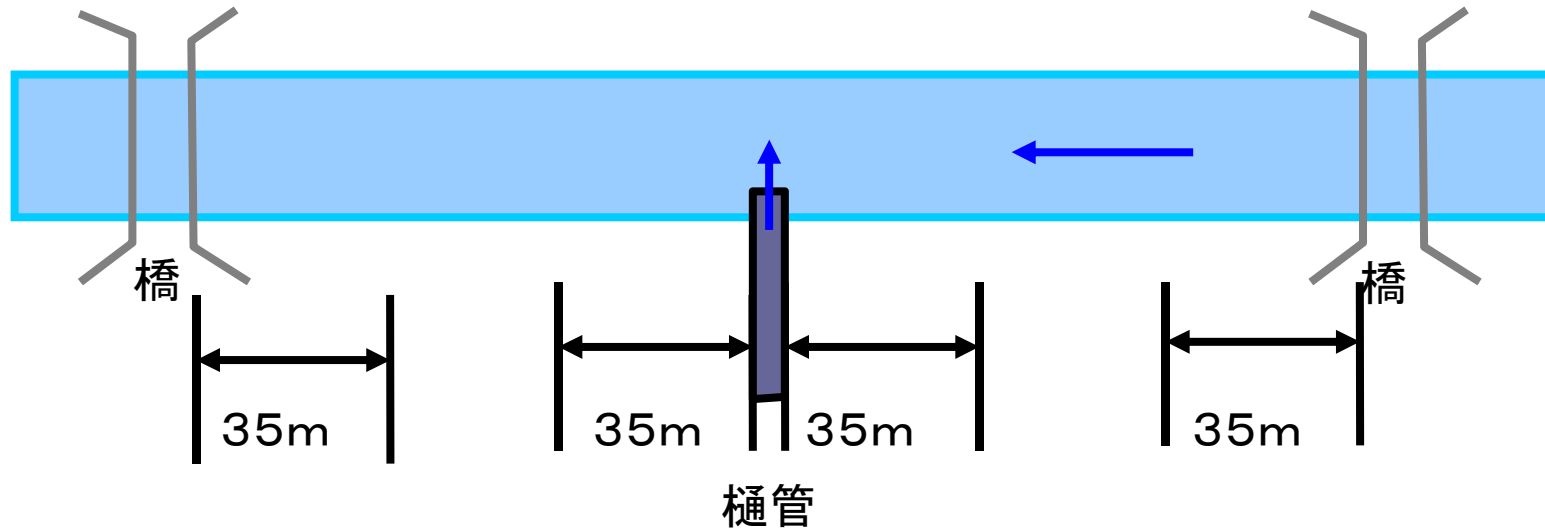
流速ベクトル図(1,000m³/s流下時)

係留箇所について、流速ベクトル図からは、特に極端な流向流速となっておらず、左右岸の流速差がある箇所は見受けられない。

水門、排水機場、橋梁等の構造物付近でない。

資料6-2

暫定係留を認める箇所は、下記基準に則り、橋梁及び樋管より船の長さ(平均7m)の5倍以上離す(保安)距離を確保し、工作物に支障が生じないようにする。



橋及び樋管から離す(保安)距離35mについて

・工作物設置許可基準 p.119 第四十二 - ④について(船舶係留施設)

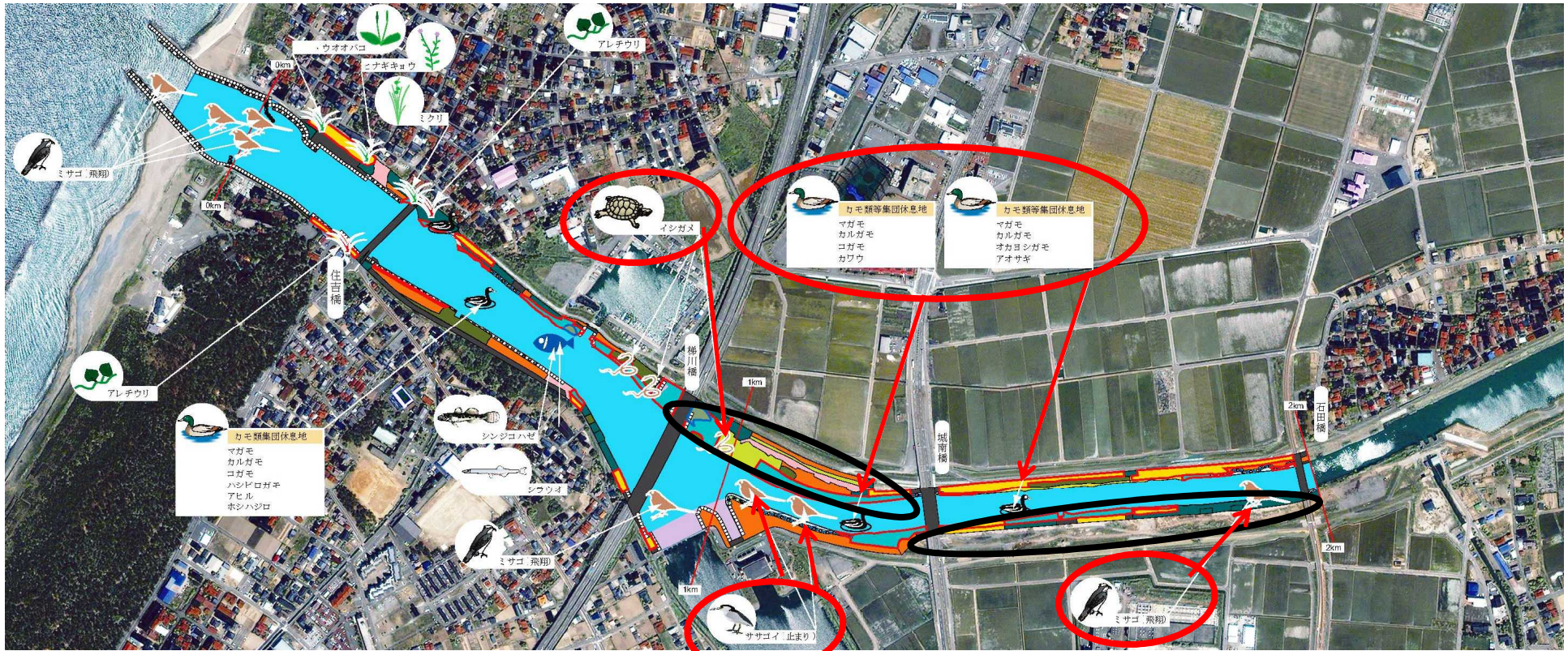
水門等の付近では、水門等の操作に伴って大きな流速が生じ、船舶が流失するおそれがある。また、平常時においても、水門等の付近に船舶係留施設を設置すると、操船ミス等により船舶がこれらに衝突するおそれがある。このようなことから、水門の付近等の操作により大きな流速の生じる箇所は、設置が不適當な箇所としたものである。

この場合の「付近」の範囲については、水門等の設置状況や、水門等の操作に伴う平常時や洪水時の流況に応じて個別に判断することが適當であるが、一般に、プレジャーボートが接岸時にエンジン停止後に惰性で動く距離は、静水面上では艇長の約5倍程度といわれているのでこれを参考とし、さらに流水の影響を加味して判断するものとする。

自然環境上、問題が少ない。

資料6-3

暫定係留を認める箇所は、貴重種などは確認されていない。(2007 梯川河川環境シートより)



典型性の植物群落

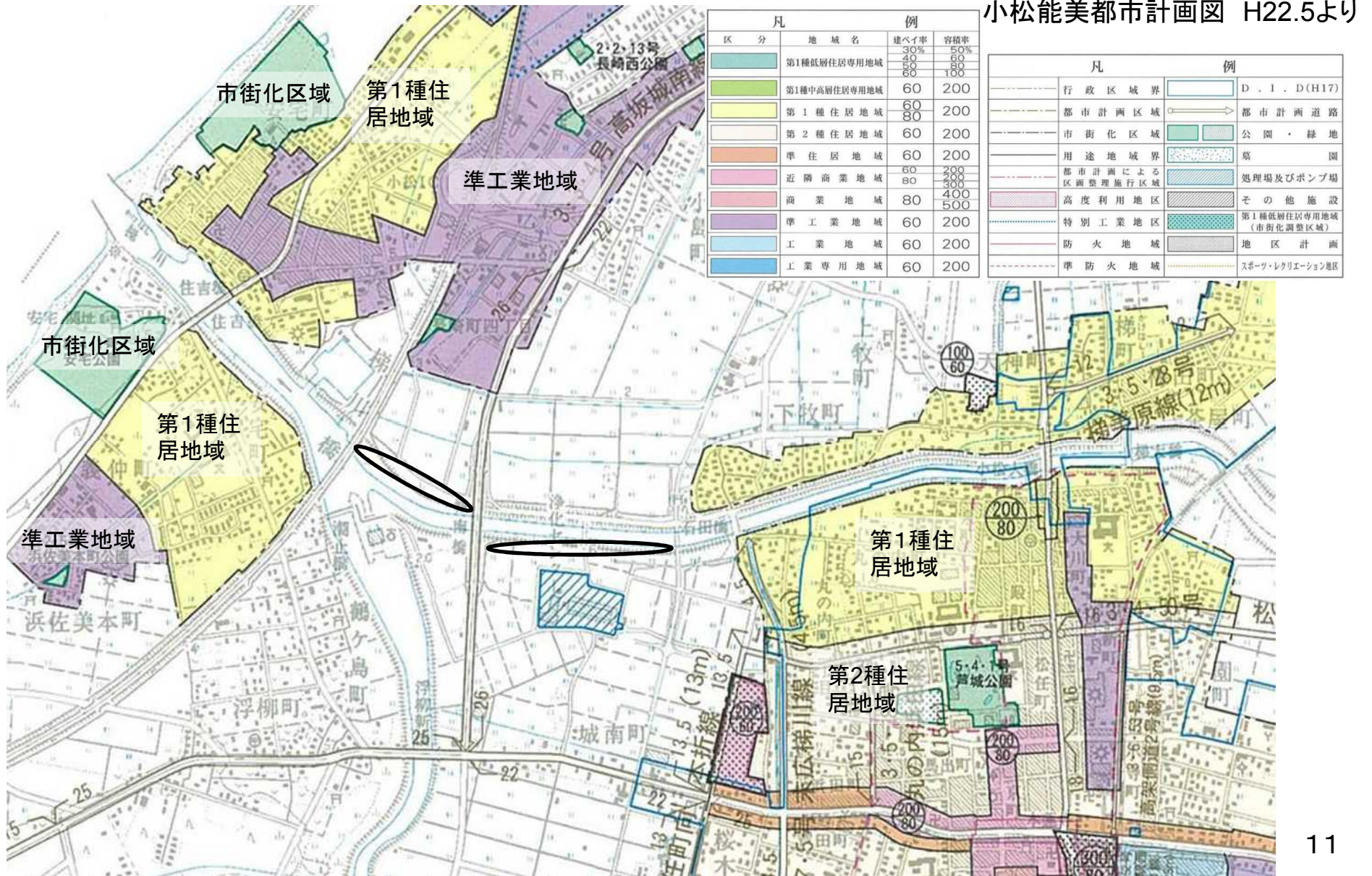
- ヨシ群落 ヨシ群落
- その他草本群落 ススキ群落、チガヤ群落

特殊性の植物群落

- ヤナギ林 ジャヤナギーアカメヤナギ群落
ジャヤナギーアカメヤナギ群落 (低木林)

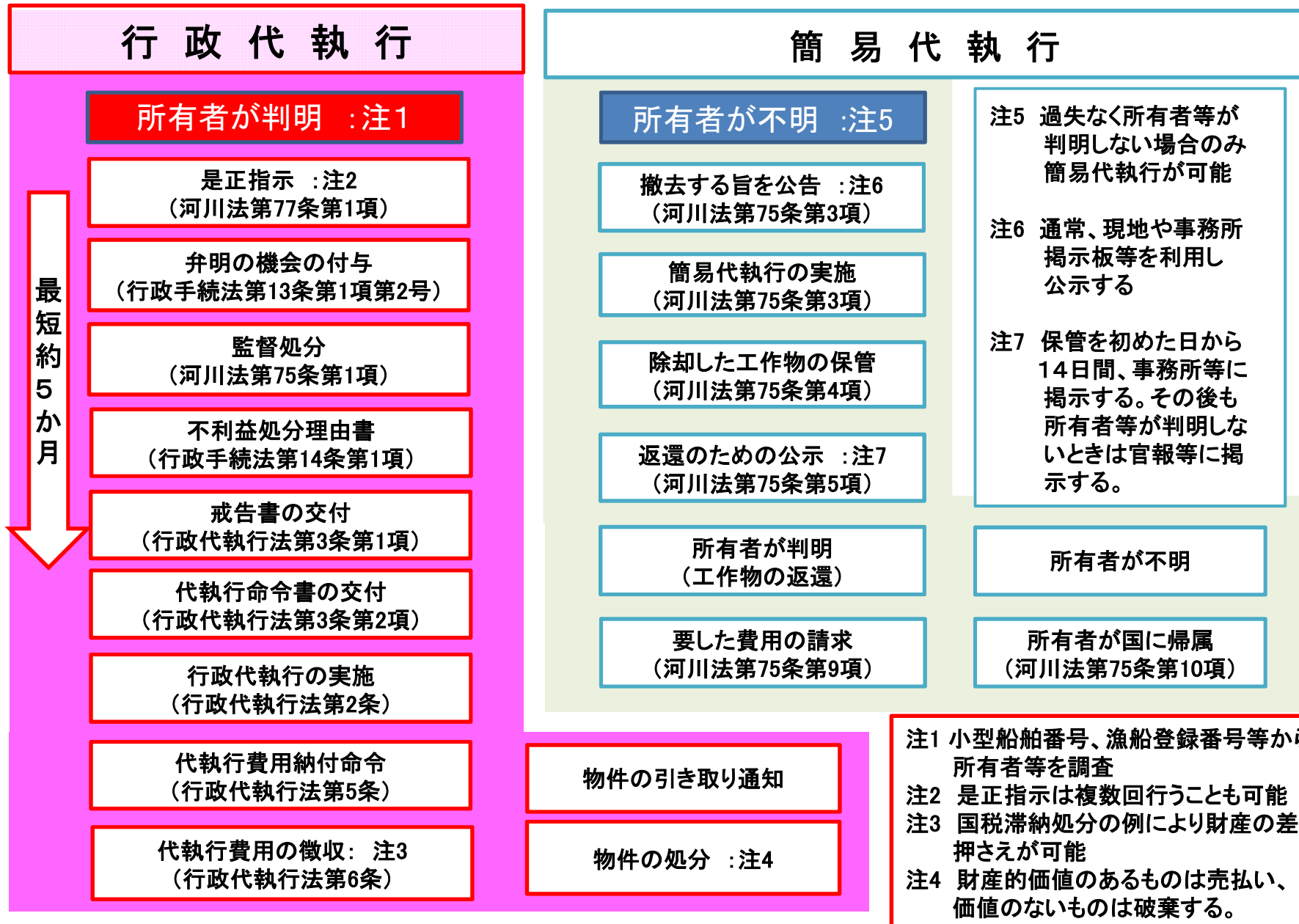
堤内地が住宅地でない。

暫定係留を認める箇所の堤内側は、小松市の都市計画上、住居地域ではなく、影響が少ない。



河川法に基づく規制手順

資料7

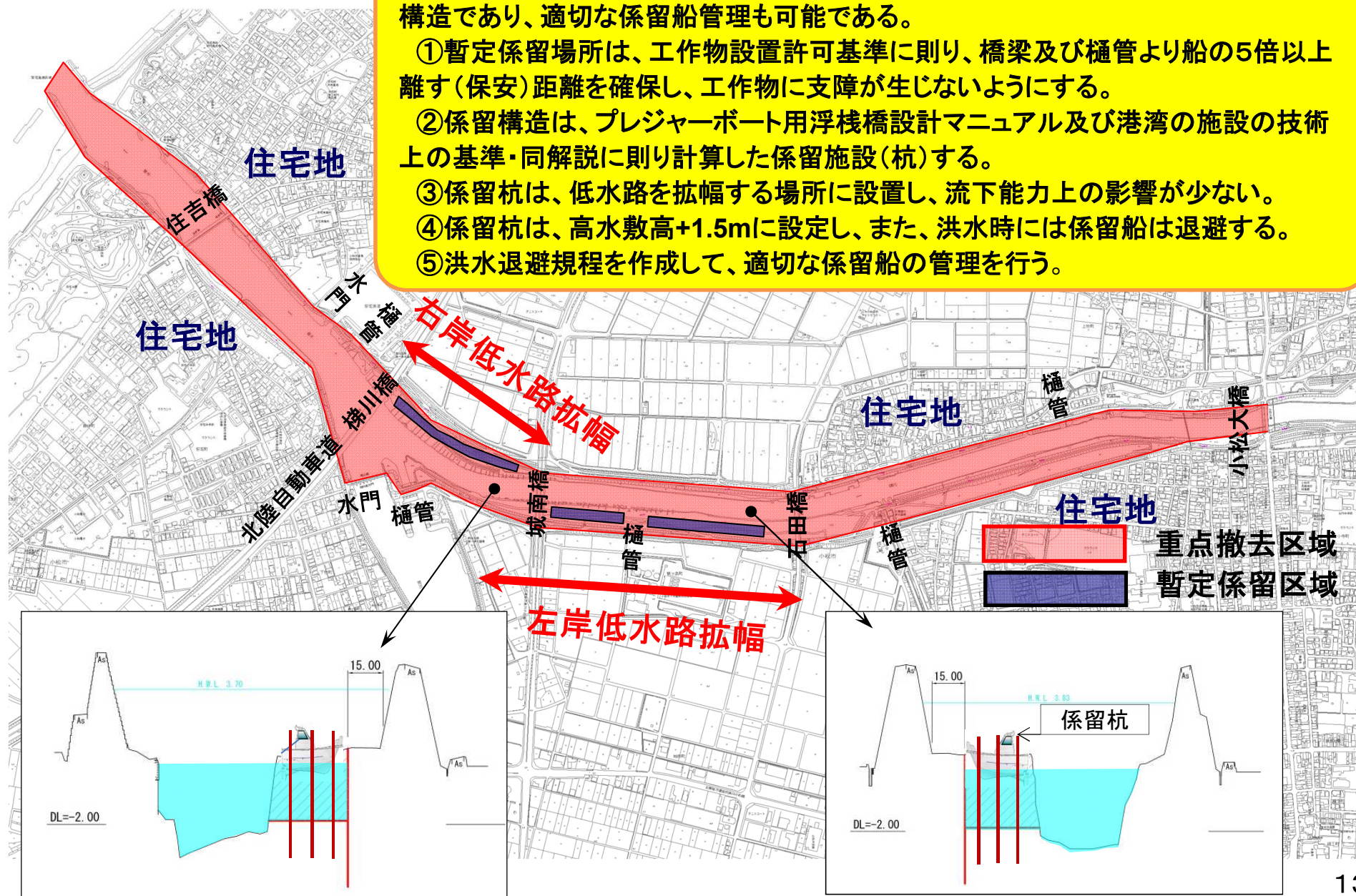


適切な係留施設構造で適切な係留船管理

資料8

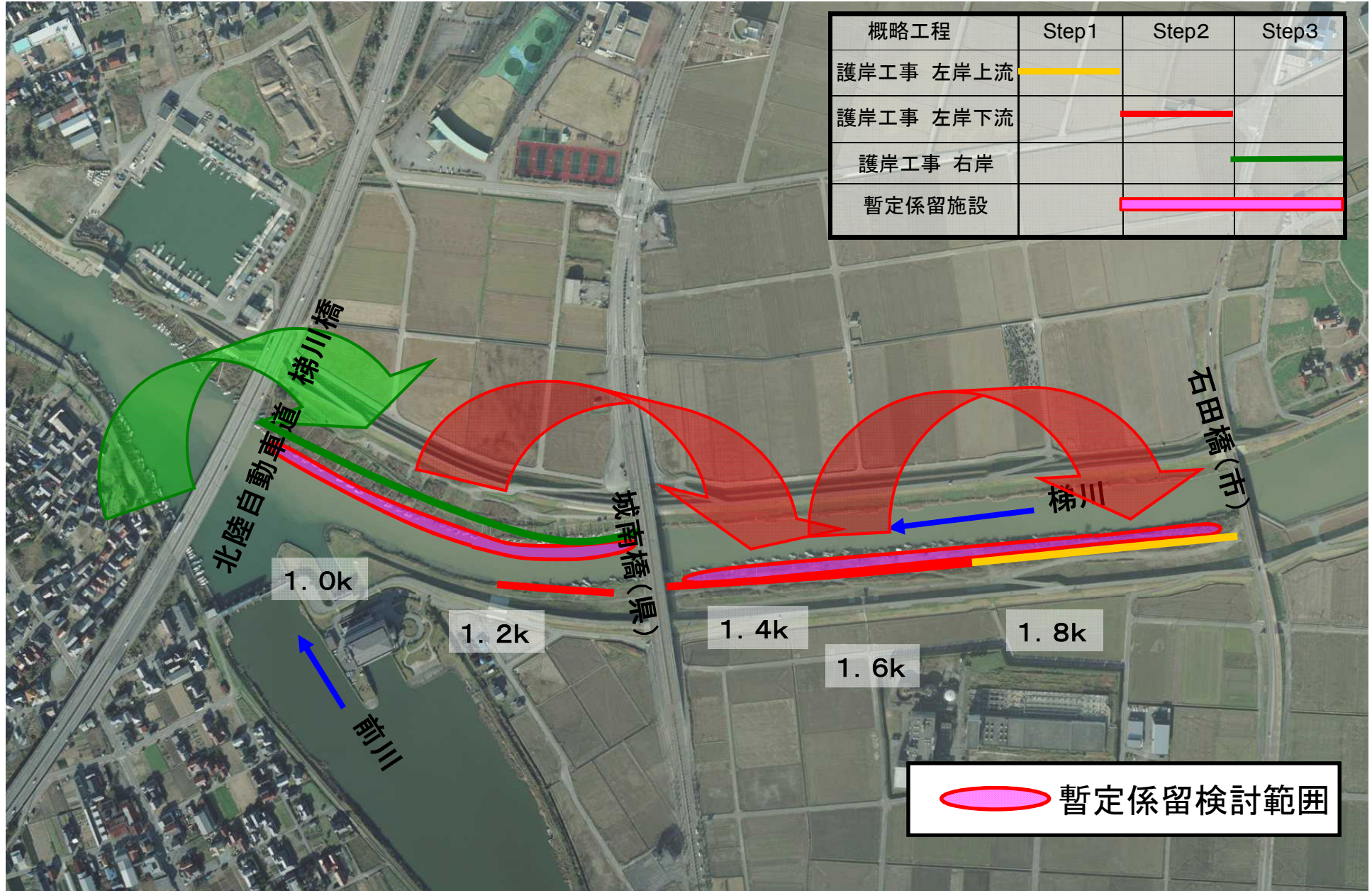
係留する施設構造は、以下のとおり治水上及び河川管理上支障の少ない係留施設構造であり、適切な係留船管理も可能である。

- ① 暫定係留場所は、工作物設置許可基準に則り、橋梁及び樋管より船の5倍以上離す(保安)距離を確保し、工作物に支障が生じないようにする。
- ② 係留構造は、プレジャーボート用浮棧橋設計マニュアル及び港湾の施設の技術上の基準・同解説に則り計算した係留施設(杭)する。
- ③ 係留杭は、低水路を拡幅する場所に設置し、流下能力上の影響が少ない。
- ④ 係留杭は、高水敷高+1.5mに設定し、また、洪水時には係留船は退避する。
- ⑤ 洪水退避規程を作成して、適切な係留船の管理を行う。



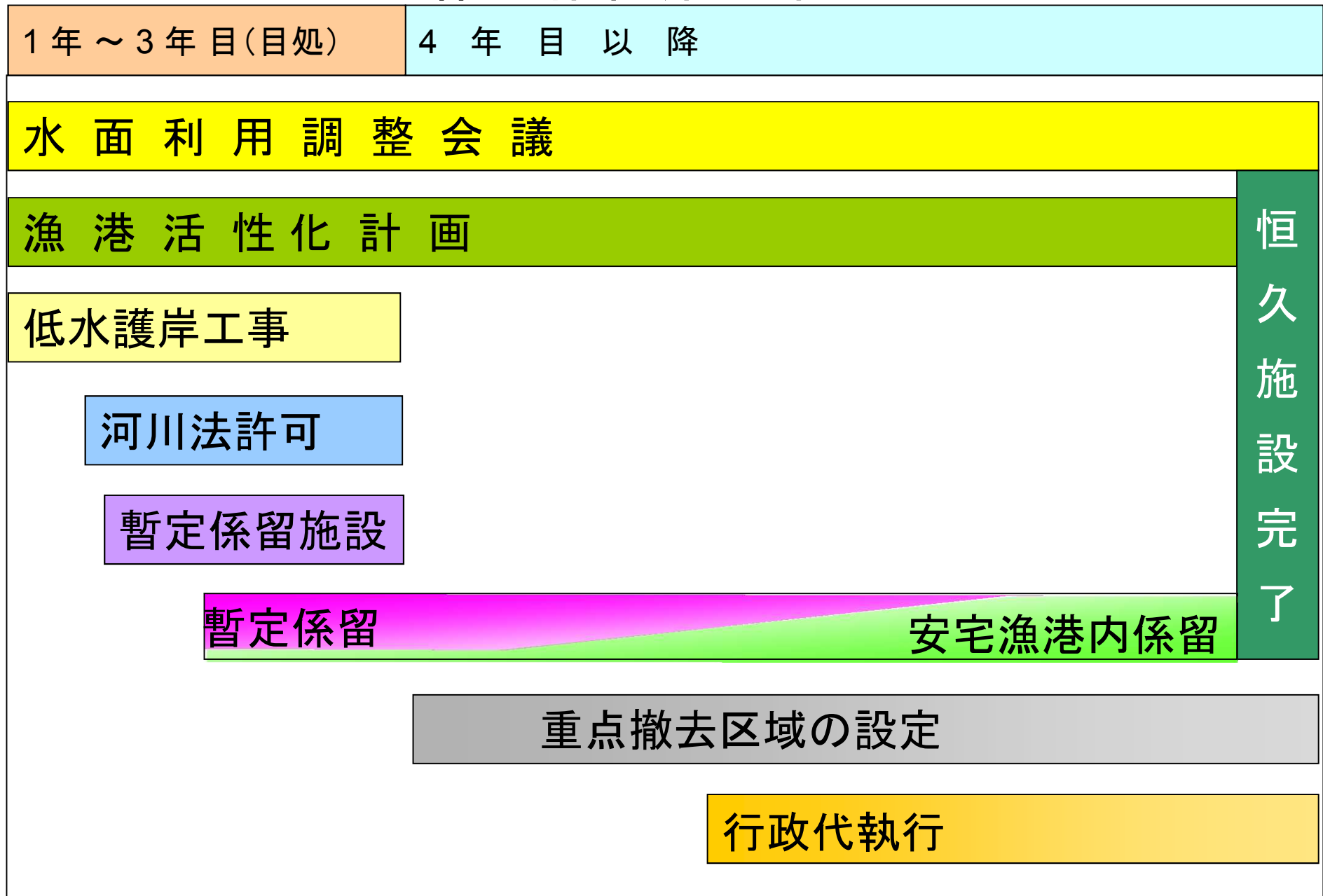
梯川暫定係留計画(案)

資料9



梯川係留船対策計画

資料10



恒久施設完了